

令和5年度高知県職員（職業訓練指導員）採用選考考査実施要領

令和5年6月28日
高 知 県

1 募集（採用予定）人員

試験区分	採用予定人員
配管科	1名
電気工事科	1名
自動車整備科	1名

2 受験資格

次の（1）から（3）までに該当する人

（1）次のそれぞれの試験区分に応じた年齢・資格免許等の要件に該当する人

試験区分	年齢・資格免許等の要件
配管科	昭和39年4月2日以降に生まれた人で、職業訓練指導員免許（配管科）を有する人又は令和6年3月31日までに当該免許を取得する見込みの人
電気工事科	昭和39年4月2日以降に生まれた人で、職業訓練指導員免許（電気工事科）を有する人又は令和6年3月31日までに当該免許を取得する見込みの人
自動車整備科	昭和39年4月2日以降に生まれた人で、職業訓練指導員免許（自動車整備科）を有する人又は令和6年3月31日までに当該免許を取得する見込みの人

なお、当該免許を取得する見込みの人とは、主に次のとおりです。

ア 当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に合格した人

イ 当該免許職種に関する学科を修めた人で、工業又は工業実習の教科についての高等学校の教員の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第1項に定める普通免許状をいう。）を有する人又は取得する見込みの人

ウ 都道府県職業能力開発協会が実施する職業能力開発促進法施行規則第39条第1項の規定による48時間講習を修了し、当該免許職種に係る職業訓練指導員免許を受けられる人

エ 職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の指導員訓練のうち、当該免許職種に関する長期養成課程又は職種転換課程を修了した人又は修

了する見込みの人

オ 改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の指導員訓練のうち、当該免許職種に関する長期課程又は専門課程を修了した人

(2) 次のいずれかに該当する人

ア 日本国籍を有する人

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等に定められている次のいずれにも該当しない人

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 高知県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とする者以外）

3 応募（受験）の手続き

(1) 申込方法

ア インターネットによる申込み

高知県総務部人事課のホームページから「高知県職員採用試験等申込システム」にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

また、本申込み完了後、面接カードに次の書類を添えて、令和5年7月28日（金）までに高知県総務部人事課へ提出してください。

(ア) 「2 受験資格」(1)に記載する免許を有する人にとっては、当該免許証の写し1部

(イ) 「2 受験資格」(1)に記載する免許を未取得の人にとっては、令和6年3月31日までに当該免許が取得できることを証明する書類1部

なお、当該免許が取得できることを証明する書類とは主に次のとおりです。

・当該免許職種に係る職業訓練指導員試験の合格証書の写し

- ・当該免許職種に係る職業訓練指導員試験の受験資格が分かるもの
- ・当該免許職種に関する学科を修めたことを証明する書類（成績証明書等）及び工業又は工業実習の教科についての高等学校の教員の普通免許状（教育職員免許法第4条第1項に定める普通免許状をいう）の写し
- ・都道府県職業能力開発協会が実施する職業能力開発促進法施行規則第39条第1項の規定による48時間講習の修了証書の写し又は受講資格を証明する書類（大学の卒業証明書、実務経験を証明する書類、技能検定の合格証書等）の写し

【事前登録を行う前に受信設定をご確認ください。】

事前登録で入力いただいたメールアドレス宛に事前登録完了等のお知らせメールをお送りします。受信設定をされている場合は、事前に

「kochi@mail.axol.jp」からのメールが受信できるように設定してください。

【申込みは、「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。】

まず、事前登録を行い、ID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして「本申込み」を行ってください。ID番号とパスワードは、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。

「本申込み」は、申込書の登録、証明写真データの登録まで済ませて完了となります。

本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に高知県総務部人事課へお問い合わせください。

証明写真データの登録は、以下のことに注意のうえ、データを準備してください。

- ・顔写真は、脱帽・正面向きで撮影してください。
- ・ファイル形式は、.jpg、.jpeg、.pngのみとなります。
- ・ファイルの推奨サイズは、縦560ピクセル、横420ピクセル、縦横比4×3の比率です。
- ・アップロードできる画像サイズは最大2MBまでです。
- ・印刷した証明写真を撮影したものや、背景が無地となっていないものは使用しないでください。

受付期間内に「本申込み」が完了しなかった場合は、受験できません。

インターネットで申し込む場合、受付期間中は24時間申込みを受け付け

ますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが込み合う恐れがありますので、余裕を持って申込みを行ってください。

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

イ 郵送又は持参による申込み

申込書及び面接カードに次の書類を添えて、高知県総務部人事課へ提出してください。

(ア) 「2 受験資格」(1)に記載する免許を有する人にあつては、当該免許証の写し1部

(イ) 「2 受験資格」(1)に記載する免許を未取得の人にあつては、令和6年3月31日までに当該免許が取得できることを証明する書類1部
なお、当該免許が取得できることを証明する書類とは主に次のとおりです。

- ・当該免許職種に係る職業訓練指導員試験の合格証書の写し
- ・当該免許職種に係る職業訓練指導員試験の受験資格が分かるもの
- ・当該免許職種に関する学科を修めたことを証明する書類(成績証明書等)及び工業又は工業実習の教科についての高等学校の教員の普通免許状(教育職員免許法第4条第1項に定める普通免許状をいう)の写し
- ・都道府県職業能力開発協会が実施する職業能力開発促進法施行規則第39条第1項の規定による48時間講習の修了証書の写し又は受講資格を証明する書類(大学の卒業証明書、実務経験を証明する書類、技能検定の合格証書等)の写し

(2) 受付 ※受験票は交付しません。当日試験会場においでください。

ア インターネットによる申込み

令和5年6月28日(水)午前9時00分から同年7月28日(金)午後5時15分までの間、受験の申込みを受け付けます。

イ 郵送又は持参

令和5年6月28日(水)から同年7月28日(金)までの間、高知県総務部人事課で受け付けます。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

郵便による申込みは、令和5年7月28日(金)必着です。

4 選考考査実施内容等

(1) 試験の日時及び場所

日 時	場 所
令和5年8月20日(日) 午前8時30分から	高知市丸ノ内2丁目1-19 高知県職員能力開発センター

(2) 試験種目及び内容

種 目	内 容
論 文 試 験	職務遂行に必要な識見、判断力、思考力等についての筆記試験
適 性 検 査	職務遂行に必要な適格性を有するかどうかについての検査
口述(面接)試験	人物、人柄等についての個別面接による試験

(3) 各種目の配点

種目	論文試験	口述(面接)試験	総合得点
配点	100点	100点	200点

5 申込状況の発表

申込状況を随時、高知県総務部人事課のホームページ

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110901/> に掲示します。

6 合格発表の時期

令和5年9月上旬に合格者の受験番号を高知県総務部人事課のホームページに掲示するとともに、受験者に直接通知します。

7 任命等

(1) 採用の時期

原則として令和6年4月1日(ただし、「2 受験資格」(1)の資格を有する人については、それ以前に採用される場合もあります。)

なお、「2 受験資格」(1)に記載する期日に所定の要件を満たしていない場合は、採用されません。

(2) 勤務場所等

高等技術学校での職業訓練指導を基本とします。

なお、専門分野や適性に応じ、試験区分以外の業務（事務）に従事することもあります。

（３）任命に当たっての考え方

「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとりた任命が行われます。

（４）初任給等

令和５年４月１日現在の初任給は、４年制大学の新卒者で行政職給料表の適用を受ける職員で例示すれば、１８９，４００円ですが、採用前の職歴等に応じて加算される場合があります。

また、このほかに期末手当及び勤勉手当が支給され、支給要件に該当する人には、扶養手当、通勤手当等が支給されます。

８ 試験成績の開示

受験者は、次により成績の開示を請求することができます。

（１）対象者

受験者全員

（２）請求期間

合格発表日の翌日から３か月以内

（３）請求の方法

試験当日に「試験成績開示請求書」を配布します。必要事項を記入の上、返信用封筒（定型、縦１４～２３．５cm×横９～１２cmの大きさのもの）を同封して、郵便等により高知県総務部人事課へ請求してください。

なお、返信用封筒には必ずあて先を記入し、返信用切手４０４円分（簡易書留相当分）を貼ってください。

９ その他注意事項

受験票は、試験当日に試験会場で交付します。また、試験当日は次のものを携行し、午前８時３０分までに試験会場に集合してください。

○鉛筆（HB数本） ○消しゴム

○時計（携帯電話や計算機能付きのものは使用できません。）

10 選考考査の申込み及び問い合わせ先

高知県総務部人事課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20

電話番号 (088)823-9163(直通)

ホームページ <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110901/>

E-mail: 110901@ken.pref.kochi.lg.jp (左記メールアドレスは問い合わせ専用です。

電子メールでの申込みはできません。)

11 試験会場案内図

高知県職員能力開発センター(会場入口は、北側(丸の内高校側)にあります。)



※ 試験会場には、駐車場がありませんので、車の乗り入れを禁止します。